

「平成28年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」質問します。

第1に、平成20年度から28年度までの実質保険料剰余金の推移についてご説明ください。

第2に、実質保険料剰余金の処理と、その考え方についてご説明ください。

第3に、予算議会でお尋ねした保険料の軽減実績は、2016年度、減免者数が87名、被保険者に対する割合で0.04%ということでした。実際には、特別な事情での減免は行われていないというのが実態です。多くが少ない年金で暮らす高齢者の実態を見ると、このような減免の実績についてどのように思われているでしょうか。

1点目と2点目は事務局長に、3点目は連合長に伺います。

(答弁)

答弁にもありましたように、ここ数年間の実質保険料剰余金は70億円を超えて推移し、昨年度が約76億円の見込みとことです。毎年前年度分の決算剰余金は、次年度の繰越金として計上されます。実質剰余金は、医療給付費の不足分に対する予備費として計上されるとの説明でした。しかし、医療給付費の年度ごとの執行率は99%台で推移し、昨年度は熊本地震の影響もあってか、97%台でした。よって、毎年5億円、15億円、昨年度は68億円以上の不用額を出しています。結果的に、剰余金は予備費として執行されないまま機械的に繰り越されているというのが実態です。例えば、今年度の実質剰余金約76億円は、被保険者数一人当たり直すと3万円近い金額になります。

また、保険料の減免実績についてはその少なさを認識しながら、その対応は、さらなる周知を図ることです。しかし、現行減免制度の特別な事情の内容というのが、高齢者の実態にそぐわないものではないかと思えます。もっと柔軟な発想が必要ではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。

第1に、実質保険料剰余金を財源に、保険料の負担軽減を行うべきではないでしょうか。

第2に、実際にはあまり運用されていない保険料の軽減措置については、もっと運用されていくように制度を見直していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、広域連合長に伺います。

(答弁)

実質保険料剰余金を財源に保険料の負担軽減を行えば、次期保険料率の財源不足で保険料が上昇するとの答弁です。しかし、先ほども述べましたように、制度発足以来、実質保険料剰余金は、漫然と繰り越されて、保険料見直し時に、その分負担が軽減された形にはなっていない。保険料抑制の財源としては機能していません。何も剰余金のすべてを使い果たすということではなく、その一部分を財源とすれば1人、1万円でも保険料を軽減することができます。

保険料の減免につきましても、低所得者についての軽減措置が設けられているから現行通り運用していくことですが、その軽減措置が今年度から後退して、被保険者の保険料負担が大幅に増加していくわけですから、減免制度についても検討すべきではないでしょうか。

もともと、後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者に大きな負担を求める制度設計になっています。そのことを広域連合としても十分に認識し、県下の高齢者の実態に即した制度の運用がなされるようしっかり取り組むべきであると考えます。決算を見ますと、県下の高齢者の実情を考え、制度を運用しているというよりは、国の決めた制度でただ漫然と運用しているとは思えません。

今回指摘致しました点をふまえ、今後の制度運用を行っていただくようお願い致しまして、質疑を終わります。